

説林

若木石塔記の解讀

前問 恭作

新羅高麗の文獻にして金石文を外にし紙地に残りて現存するは若木郡淨兜寺石塔造成記を最古のものとす。これは明治の末京釜間鐵道敷設の工事に際し廢寺の石塔中より出でたる佛舍利を納めし罽盒の内に發見せられたるものにかゝる。その文書及容器の寫眞は朝鮮古蹟圖譜に入れるも、文字の解説なほ世に見はれず。敢て膚淺の擬讀を試むる所以なり。

大平⁽¹⁾十一年歲次辛未正月四日高麗国尙州界知京山府事⁽²⁾任若木郡内巽方⁽³⁾在淨兜寺五層石塔造成形止⁽⁴⁾記⁽⁵⁾

若木石塔記の解讀

1 高麗顯宗壬戌契丹の年號を用ふ。太平は大平と書せり。下にはみな太平と書す。麗初の音に氣^キ音なく、大太通用せしを知るべし。

2 顯宗九年より約百年間は域内八牧に劃せられ道を稱せず。界は道と義同し。

3 今の星州はこの前年まで廣平郡と稱せられしを京山府の舊名に復し知府事を置かれたること此文によりて知らる。以て麗史勝覽等の闕誤を補ふべし。任は管と義同し。顯宗紀に樹州任内等の文あり。

4 當時若木の郡なりしこと麗史勝覽に載せざる所、これまた史籍の脱誤を正すべし。

5 形止は模様の義なり。始末の義に借り用ゐたり。郡百姓光賢亦天禧三年己未十月日⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾

国家霸業長興鴻基永固保遐齡於可久延
寶祚於無彊疆長吏等賴此妙曰憑斯善事
災殃不染福壽增長處ニ同歡人ニ樂業隣
兵電滅上⁽⁶⁾

囷益益安百穀豐登万民和泰郡内老少
男女百姓等延年益壽致福消災永保安寧
恒居娛樂三界迷魂四生惡業承茲造塔物
得生⁽⁷⁾ 一字道筆旁書 天之顔以⁽⁸⁾

- 1 百姓 Paik-syen は「民」の訓なり。
- 2 光賢 Kwai-hyen は人名。
- 3 亦⁽⁷⁾ は送假名の吏道にて「が」の義なり。
- 4 北宋の年號。
- 5 鄉職は當時長吏と汎稱す。
- 6 是より先屢々契丹の兵禍あり。
- 7 上國は開京の朝廷を指す。

8 以⁽¹⁾ 乙⁽²⁾ 吏道「をもつて」の義。
石塔伍層乙⁽¹⁾成⁽²⁾是白乎顔表⁽³⁾表⁽⁴⁾爲遣成⁽³⁾是不
得爲乎

- 1 乙⁽²⁾ 吏道「を」の義。
 - 2 成是白乎⁽¹⁾ i-i i-ti-on 吏道「こしらへ奉る」の義。
 - 3 爲遣⁽¹⁾ i-i ko 吏道「したし」の義。
 - 4 成是不得爲乎⁽¹⁾ i-i mo-ti ha-on 「こしらへ得ずして」の義。
- 天禧⁽¹⁾二年歲次壬戌五月初七日身病以遷⁽²⁾
世爲去⁽³⁾在乙
- 1 天禧なれば六年の筈にて、太平なれば二年なり。
 - 2 以⁽¹⁾ i-i 吏道「をもつて」。
 - 3 爲去在乙⁽¹⁾ ha-ya-ka-ken-ti 吏道「したしたれば」の義。

同生兄⁽¹⁾副⁽²⁾戸長⁽³⁾稟柔⁽⁴⁾亦⁽⁵⁾公山⁽⁶⁾新房⁽⁷⁾依止⁽⁸⁾修善⁽⁹⁾
僧⁽¹⁰⁾竟⁽¹¹⁾覺⁽¹²⁾由⁽¹³⁾本⁽¹⁴⁾貫⁽¹⁵⁾壽⁽¹⁶⁾城⁽¹⁷⁾郡⁽¹⁸⁾乙⁽¹⁹⁾

1 同生 *so-shi* 郷語腹兄弟の義。

2 郷職の名なり。新羅以來大等 *han-tai* と呼ばれしをこの三四十年前に改稱せし新名なり。 *han-tai* は干等即ち諸公の義なるを「臣」に轉用せし語にて、羅代には職名にも京郷を通して用ゐたり。「臣」とも書す。上大等を上臣の如し。

3 稟柔 *Pum-yu* 人名。

4 亦 *yo* 吏道「が」の義。

5 公山は八公山にて近方の大靈場なり。寺庵の名ありたるべきもこゝには新房と通稱を用ゐたり。

6 依止 *yi-shi* 郷語、「寄寓」、「寄住」の義。

7 覺由 *Ka-yu* 僧名。

8 本貫壽城郡の五字は註記の文と見るべし。

若木石塔記の解讀

9 乙日吏道、此處にては「に」の義。
繼⁽¹⁾頼⁽²⁾成⁽³⁾畢⁽⁴⁾爲⁽⁵⁾拵⁽⁶⁾等⁽⁷⁾勸⁽⁸⁾善⁽⁹⁾爲⁽¹⁰⁾食⁽¹¹⁾伯⁽¹²⁾貳⁽¹³⁾石⁽¹⁴⁾並⁽¹⁵⁾以⁽¹⁶⁾准⁽¹⁷⁾
受⁽¹⁸⁾令⁽¹⁹⁾是⁽²⁰⁾遣⁽²¹⁾在⁽²²⁾如⁽²³⁾中⁽²⁴⁾

1 爲等 *han-tai* 吏道「することを」の義。

2 爲 *ha-ta* 吏道「して」の義。

3 食の字は祖と同義に用ゐられ粗米の義なり。

4 石は碩とともに俵數を稱す。

5 并以 *yo-yo* 吏道「あはせて」の義。

6 令是遣 *sei-tai* 吏道「せしめ」の義。

7 在如中 *ken-tai-hai* 吏道「したれば」の義。

郡⁽¹⁾司⁽²⁾戸⁽³⁾長⁽⁴⁾仁⁽⁵⁾勇⁽⁶⁾校⁽⁷⁾尉⁽⁸⁾李⁽⁹⁾元⁽¹⁰⁾敏⁽¹¹⁾副⁽¹²⁾戸⁽¹³⁾長⁽¹⁴⁾應⁽¹⁵⁾律⁽¹⁶⁾李⁽¹⁷⁾
成⁽¹⁸⁾稟⁽¹⁹⁾柔⁽²⁰⁾神⁽²¹⁾彥⁽²²⁾戸⁽²³⁾正⁽²⁴⁾成⁽²⁵⁾憲⁽²⁶⁾寅⁽²⁷⁾史⁽²⁸⁾光⁽²⁹⁾策⁽³⁰⁾策⁽³¹⁾等⁽³²⁾太⁽³³⁾平⁽³⁴⁾
三⁽³⁵⁾年⁽³⁶⁾关⁽³⁷⁾癸⁽³⁸⁾亥⁽³⁹⁾六⁽⁴⁰⁾月⁽⁴¹⁾日⁽⁴²⁾淨⁽⁴³⁾梵⁽⁴⁴⁾兜⁽⁴⁵⁾寺⁽⁴⁶⁾良⁽⁴⁷⁾中⁽⁴⁸⁾安⁽⁴⁹⁾置⁽⁵⁰⁾
令⁽⁵¹⁾是⁽⁵²⁾白⁽⁵³⁾於⁽⁵⁴⁾爲⁽⁵⁵⁾議⁽⁵⁶⁾出⁽⁵⁷⁾納⁽⁵⁸⁾爲⁽⁵⁹⁾乎⁽⁶⁰⁾事⁽⁶¹⁾亦⁽⁶²⁾在⁽⁶³⁾乙⁽⁶⁴⁾

1 郷職の衙署は郡司と稱す。

2 戸長は郷職の一、舊名堂大等 *han-tai-hai* な

り。

3 仁勇校尉は正九品上武官散階。これは開京朝廷の特叙をうけたるなり。

4 李元敏 *Li-yen-min* 人名。

5 上出。州郡によりては員數四人まであり。

6 應律 *Ung-ryuk* 人名。

7 李成 *Li-syeh* 人名。

8 人名上出。

9 神彦 *Shin-on* 人名。

10 戸正は郷職の一、舊名郎中。

11 成寔 *Syeh-loan* 人名。

12 史は郷職、舊名執事。

13 光策 *Koh-saik* 人名。

14 良中 *Liang-chung* 吏道「に」の義。

15 令是白於爲 *shih-jah-eh-jan* 吏道「せしめ奉ること」の義。

16 議は評議の義。

17 出納は郷語「沙汰濟」の義。

18 爲乎 *Wei-ho* 吏道「なりたる」の義。

19 事亦在乙 *shih-yeh-ye* 吏道「次第なりしをもつて」の義。

つて」の義。

善州去集据院主人貞元俚本貫義全郡乙

白徐寺良中立申去

1 去は吏道として用ゐられたるやうなるも不明。

但「居」の義にて其意大抵通するが如し。下文

にも頻見す。

2 据の字郷字なるか、或は据の字を書きたるか不明。

明。

3 貞元 *Chen-yuen* 僧名。

4 値は僧の尊稱 *chi* に宛てたる郷字なり。

paik は麗末には巫の義に轉訛し「博士」の字を宛てあり。今も鮮語に *paik* は男巫の義にて用ゐらる。この時は師僧の敬稱として用ゐら

れたるなり。

5 本貫義全郡の五字は註記の文と見るへし。義全郡は麗史、勝覽に見えず。義興郡の當時の稱呼ならん。また史の闕落を補ふべし。

6 乙白弥 *u-jai-nye* 吏道「に申上げ」の義。

7 良中 *a-hai*「に」上出。

8 玄は上出。こゝにては「居」の義にては解し難し。不明。

向行千三百步到阿干山金直田筒亦中

1 金直 *kei-si-ka* 人名。

2 田は畑なり。筒は意義不明、附近又は奥等の義なるへし。

3 亦中 *ye-hai* 吏道「にて」の義。

同年十一月六日元隼身寶衆三亦日ニ以合夫參佰肆拾捌并

1 隼は上出。元は上出貞元を省略して呼へる常例

若木石塔記の解讀

の語なり。

2 身 *hom* 吏道「自身の」の義。寶衆は僧衆なり。

3 三亦 *sei-ye* 吏道「三人にて」の義。

4 日々以 *he-he-to* 吏道「日々」の義。

5 合夫は「總人夫」をいふ。

6 并以 *ao-ro* 吏道「とともに」の義。

石良第二年春節己只了兮章遣成是不得爲犯由白去乎才等用良

1 石は郷語「石」*se*を書表はしたる郷字。良 *ha* は吏道送り假名。こゝにては「を」の義に解すべし。

2 節 *se-to* 吏道「頃」の義。

3 己只 *ke-to* 吏道「迄て」の義。

4 了兮 *se-hai-ro* 吏道「終らん」の義。

5 章は聞の俗書に「章」と同しか。申聞などの聞にて「と沙汰ありて」といふことなりしに「の義に用ゐたりと見ゆ。

6 遣 *ho* 吏道「して」の送假名なり。

7 成是不得爲 *i-n mo-ſir Ia-ya* 吏道「成し就け得ずして」の義。

8 犯由の由は解由なとの由にて、犯由は「始末つき兼ね」又「不首尾」等の意味に解すへし。

9 白去乎等用良 *jur-i-a ka-on tar psu-a* 吏道「相成りたるを以て」の義なり。

又右長亦僧智漢漢郡禪院依止本貫同郡乙勸爲

1 右 *i-ma* 吏道「如上の」の義。

2 長は稟柔を *su-yo*。亦 *yo* 吏道「は」の義に解すへし。

3 智漢 *i-tsan* 僧名。

4 郡禪院は若木郡禪院。依止は上出。郡下九字挿入の註。

5 乙 *ſi* 吏道「に」の義。

6 爲 *ha-ya* 吏道「しつ」の義。

太平五年歲次乙丑三月十二日食拾參石
 太平六年歲次丙寅十月日米伍拾肆石乙
 准准受令是遣在如中

1 食は粳、上出。

2 石は俵、上出。

3 米は玄白米なり。食の粳と區別す。

4 石乙の石は俵、上出。乙は吏道 *ſi*「を」上出。

5 令是遣在如中 *si-i-i-to kyen ta-hai* 吏道「せしめたれば」、上出。

加于物業乙計會爲太平七年歲次丁卯十二月隨顛僧侶等一千餘人乙戶長柳瓊左徒副戶長承律右徒例以分拵爲餘日ニ以石運已畢爲

1 加于 *ka-yo* 吏道「猶又」の義。

2 物業は雜用人夫の義。乙 *ſi* 吏道「を」上出。

3 計會は「寄せ」又「合せ」の義。爲 *ha-ya* 吏道

「して」、上出。

4 隨願の隨は隨喜の義。

5 乙 *ha* 吏道「を」、上出。

6 戶長上出。員數は副戶長より多し。柳瓊 *ha* 乙 *ha* 人名。

7 左徒の徒は連中の義。左徒は左方の組なり。

8 副戶長及承律上に出つ。

9 右徒は右方の組。例以 *ya* 乙 *ha* 吏道「と極めつ」の義に讀むへし。

10 拵は玉篇析俗字とあり、鮎貝氏之に従ふ。姑く之をとる。

11 爲弥 *ha* 乙 *ha* 吏道「して」の義。

12 日々以 *ha* 乙 *ha* 吏道「日々」、上出。

13 爲 *ha* 乙 *ha* 吏道「して」。上につらきて「畢りて」の義となる。

太平九年己巳七月日右⁽¹⁾望乙⁽²⁾仍請爲

1 右 *ha* 乙 *ha* 吏道「上記の」、上出。望は上出。乙 *ha*

吏道「に」の義。貞元師にといへるなり。

2 仍請は「其の儘願ふ」の義。爲 *ha* 乙 *ha* 吏道「して」、上出。

同年春秋冬念⁽¹⁾丁⁽²⁾今冬石練已畢爲⁽³⁾内⁽⁴⁾弥

1 念丁の吏道不明なるも「を経て」の意味なるが如し。

2 練は「仕上げ」の義。

3 爲内弥 *ha* 乙 *ha* 乙 *ha* 吏道「したし置き」の義。後世吏道に「臥」の字を用ゐる處に「内」を書けるは注意すへし。下にも出つ。

寺之段司倉上導行審是白乎矣⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾

1 段 *ha* 乙 *ha* 吏道「の方は」の義。

2 司倉は郷職の一、舊名は倉部卿なり。

3 上導は公用出張の義。行審は取調。

4 是白乎矣 *ha* 乙 *ha* 乙 *ha* 吏道「いたしたるところ」の義。

七十六⁽¹⁾是去丙辰年量田使前守倉部卿⁽²⁾

藝言⁽³⁾下典奉休⁽⁴⁾算士千達等⁽⁵⁾加旁書⁽⁶⁾乙卯⁽⁷⁾

二月廿五日采良⁽⁸⁾卿⁽⁹⁾矣結審⁽¹⁰⁾是乎⁽¹¹⁾導行⁽¹²⁾乙

用良⁽¹³⁾顯德三年丙辰三月練立⁽¹⁴⁾作良中

1 七十六年の義なり。年を省けるは顯宗初年の開
仙寺石燈記に上元甲子四十七といへると同し。

是去 F. I. ka 吏道「前なるの義。顯德丙辰は太平
十一年の七十六年前なり。

2 倉部卿は郷職の舊名に同名あるもこれは京官な
り。守の字あり、下典、算士あるにて明なり。

量田使は開京より命遣すること文宗紀發使量田
の文にても知らる。藝言 Tei-an はその人名。

太祖王末年の大鏡碑裏面施主人名在家弟子の末
筆に入れる正衛藝言も同人なるべし。碑は顯德

丙辰の十七年前のものなれば當時その品階はな
ほ正衛なりしと見えたり。

3 下典は羅代以來用ゐらるゝ官職名にて、下役の
義なり。奉休 Fō-tsu はその人名。

4 算士も京官名、計算係なり。千達 Chū-tai は
その人名。

5 乙卯はその前年なり。

6 采良郷は寺所在の郷名ならん。量田使は各郷の
下調に基きて量案を作成する例なりしと見ゆ。
矣 F. I. ka 吏道「の」の義。

7 結審は「調へ上げ」の意。是乎 F. O. ka 吏道「な
る」の義。

8 導行は「實地調へ」の義にて、上出の上導行審
と同し。

9 乙用良 F. I. ka 吏道「をもつて」を用ゐて「の
義。

10 顯德は北宋年號。
11 練は磨練の練に通ず。立は作成の意。二字にて

調成の義。

12 作は作文 *Chirama* の略。量田文記をよぶ。

13 良中 *Shai* 吏道「に」の義。

14 以下に量田案の文を引用す。

代下田長廿七步方廿步北能召田南東

渠西葛頸寺田承孔伍佰肆拾結得肆拾玖

玖負肆束

1 代は田土の種類代田の略。代田は初めに官より

寺なり個人に其の名義に給付し、その上りはす

べての收得せしむることとしたる田土。

2 下は土地の格付。田は畑の義。

3 長及方は形と面積を示したるもの。

4 北は北方。能召 *Neiro* の人名。田は代田の略

なるへく。能召の持畑の意味。

5 南東渠は南方と東方は溝との義。

6 西葛頸寺田は西方は葛項寺持の代田或は位田な

りの義。葛項寺はこの淨兜寺の北に接せる名刹

なり。寺名を當時に音讀せず *Chimokkyer* と

訓讀したりしこと此文書に項を頸と書したるに

て始めて明なり。以上は四至を示せり。

7 承孔の二字に不確かなるも總上り高を指すもの

ゝ如し。

8 得は作人より得へき作料上りを示したるものな

らん。

9 「代」以下是れまで一筆。

同寺位同土犯南田長拾玖玖步東三步三

方渠西文達代承孔百四結得玖玖負伍束

1 同 *oE* 吏道「同しく」、同所の義。寺位は田土

の種類、寺位田の略。位田は官廩、宿驛、寺院

等に其の小作料を入費に宛つるため官より給付

したる田土なり。

2 同土は上の一筆と同しく土地格付下田の義。犯

南の犯は「入り」の義にて上の一筆より南方に

位するをいふ。田番文記の通用文例なり。田は畑。

3 形面積を示すに「方」をいはず、東といへるは東西の歩數三步の義にて其形の正形なるがためならん。

4 東、南、北共溝に接せるなり。

5 文達 *Mun-tar* 人名。こゝには代と明記せり。

6 承孔上出。

7 得上出。

8 以上又一筆。量田案の文はこれに終る。

右如付量有在等以

1 右如 *Ima-ia* 吏道「右の通り」。

2 付量は量案に記入の義。

3 有在等以 *ai-tsen tar-ro* 吏道「ありたるをもつて」の義なり。

地理延囑僧八居縣玄法村乙占定令是乎

味投

1 地理は相地のことを取扱ふ僧の義。法鏡碑に專知地理事大德某とあると同し。

2 延囑 *Yen-ho* 僧名。「墨」の字に左肩に「口」を書したるは墨を字音の *日平* に讀まず郷語の *日平* に讀ませんため佛典の用字法に倣ひて書きたるものなるへし。

3 八居縣玄は挿入の註なり。玄は上出。

4 法は扁の書と見らるゝも「法」なるべし。法村は佛塔建立の場所の義にて佛地といふに同じきか。乙 *日* 吏道「を」。

5 令是乎味 *si-ti-o has* 吏道「せしめたる趣」の義。

6 投の吏道不明。「猶又」の義あるが如し。

郡司戸長別將柳瓊攝戸長金甫戸正成允
副戸正李希書者承福等太平十年歲次庚

午十二月七日⁽⁷⁾牒⁽⁸⁾以寺代内⁽⁹⁾應爲處⁽¹⁰⁾追于
立是内⁽¹¹⁾乎味⁽¹²⁾了在乎⁽¹²⁾等用良

1 郡司上出。

2 戸長柳瓊上出。別將は正七品武官京職にて郷官の特叙にも用ゐらる。麗史文宗朝別將則副戸長以上兼差の判あり。

3 攝戸長は戸長心得。金甫 Kim-po 人名。

4 戸正上出。成允 Syeh-yin 人名。

5 副戸正は戸正の次の郷職舊名員外郎。李希丁 Hsi-t'ing 人名。

6 書者は郷職書き手の通稱にて執事、官吏、史と同し。新羅真興碑に書人とあると同語なり。承

福 Sei-pok 人名。

7 牒は公文をいふ。以 Ho 吏道「をもつて」。

8 寺代内は寺の代田の内にての義。代田上出。

9 應は「相當」の義。爲 Ho 吏道「したる」の義。

若木石塔記の解讀

10 處追于は「場所に從ひ」、「場所見立て」の義。追于 Ho-go 吏道。

11 立は「取極」の義。是内乎味 in-on mas 「置たる趣」の義の吏道なり。「内」の字上に説く。また下文にも見えたり。

12 了在乎等用良 ta-a kyo-on tar psu-a 吏道「すみたるにより」の義にて「上記手續相濟みたるにつき」を意味す。

同日三寶⁽¹⁾内⁽²⁾達⁽³⁾中⁽³⁾乙⁽⁴⁾定⁽⁴⁾爲在乎⁽⁴⁾事是等以

1 三寶は寺の義。

2 乙 Ho 吏道「に」。

3 爲在乎 Ho-ta kyo-on 吏道「したる」の義。

4 事是等以 Ho-ta ho 吏道「次第なるをもつて」の意。

月⁽¹⁾十二⁽²⁾日⁽²⁾正位⁽²⁾剽剛⁽³⁾隊⁽³⁾正嵩⁽³⁾嶺⁽³⁾戎⁽³⁾莫⁽³⁾英⁽³⁾一⁽³⁾品⁽³⁾
軍⁽⁴⁾作⁽⁴⁾隣⁽⁴⁾等⁽⁴⁾廿⁽⁵⁾一⁽⁵⁾人⁽⁵⁾亦⁽⁶⁾掘⁽⁶⁾取⁽⁶⁾五⁽⁶⁾尺⁽⁶⁾石⁽⁶⁾鑿⁽⁶⁾十⁽⁶⁾尺⁽⁶⁾

第一五卷

三七三

方良中排立令是白内乎矣

1 十二月なり。

2 正位は郷位階名七品下。隊正は郷軍の隊職の名。剛は剛弩軍の班に属せるものか。嵩岳 *Shōgaku* 人名。

3 式英 *Shiki Eiga* 人名。階職嵩岳と同じか。

4 一品軍は兵士の階級名にて一、二、三品軍の別あり。作隣 *Sakuragi* 人名。

5 廿一人亦は「廿一人にて」の義。亦 *yo* 吏道。

6 五尺石築の築は郷語 *shōji* に宛てたる郷字にて梁の義なるへし。長方形の石材をいふか。

7 良中 *ryōchū* 吏道「に」。

8 令是白内乎矣 *shiraki jūriku shiro-tai* 吏道「せしめ申し置さ」の義。

玄風縣北面觀音房主人貞甫長老陪白賜
乎舍利一七(4)京山府去處藏寺主彦承長(5)
(1)
(2)
(3)
(6)

老亦今月一日陪到爲賜乎事亦在等以

1 面坊の稱呼はこの時に存したりと知らる。

2 貞甫 *teifu* 僧名。長老は僧の敬稱。

3 陪白 *haipaku* 吏道「奉仕」の意。賜乎 *mitaru* 同しく吏道「申上げたりし」の義。

4 七口の二字は挿註の句と見るべく、口は法鏡碑の盃蓋一口と同じく箇の意味に用ゐたりと見えたり。乙 *ichū* 吏道「を」。

5 去上出。

6 彦承 *heisshō* 僧名、長老は敬稱。亦 *yo* 吏道「が」の意。

7 元日に休まず、此等のことを行ひたる當時の習俗考ふへし。

8 陪到は「御伴れ申す」の義。

9 爲賜乎 *mitaru* 吏道「申し上げたる」の義。

10 事亦在等以 *shiryō kyō jūriku* 吏道「次第なりしをもつて」の義なり。

本來瑠璃筒一銚合一重一兩亦中安邀⁽¹⁾
邀爲白弥右文記并以銚合一重拾貳兩參⁽²⁾
目良中邀邀是白内□乎亦在弥⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

1 本來は「在來の」の意。瑠璃筒及銚盒にかゝる。
2 銚合一の合は盒の字の古體。上文舍利の下、筒の下、また合の下にみな一の字を用ゐたるは、當時の用文例然るなり。

3 重一兩は挿註の文。

4 亦中 *ye-hai* 吏道「に」。

5 安邀は「納める」の意。爲白弥 *hai-jai-myē* 吏道「申し上げ」の義。

6 右 *ī-hō* 吏道「上記の」の義。并以 *ā-toō* 吏道「を合はせて」の義。こゝにて右文記并以は「此の形止記を添へて」と解すへし。

7 銚合一は上出。

8 重拾貳兩參目は挿註の句なり。目を錢即ち刃の

義にて用ゐたり。

9 良中 *a-hai* 吏道「に」

10 邀是 *hai-s* 吏道「納める」の義。

11 白内□乎亦在弥 *jai-a-ni-on-ye kyen-i-myē* 吏道「申し上げ置きたることにて」の義。□の細書は意味知れず。これなかも文意は充分に通ず。

12 これまで塔建立の始末にて以下喜捨のことに移りその品目人名を列記せり。

石練時順可只而今良中至方⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾

1 石練上出。

2 時 *paie* 吏道「時に」又「時より」の義。

3 可只の吏道不明なるも、こゝの句は石施工の時より引つゝきての義なること明白なり。

4 而今は爾今の俗書ならん。良中 *a-hai* 吏道「に」

5 至方 *ī-hō* 吏道「至るまで」の義。

天原寺主大師青允金剛剛寺主大德釋令⁽¹⁾⁽²⁾

芳允寺主重職⁽³⁾匡⁽⁴⁾祚⁽⁴⁾禪院主人懷闡⁽⁵⁾道俗⁽⁵⁾
 寺主賢朗⁽⁶⁾普沙⁽⁶⁾寺主讓賢⁽⁷⁾大乘⁽⁷⁾寺主彦融⁽⁸⁾
 金莫⁽⁸⁾莫⁽⁸⁾寺主元慶⁽⁹⁾蓮⁽⁹⁾長⁽⁹⁾寺主智善⁽¹⁰⁾金安⁽¹⁰⁾寺主⁽¹¹⁾
 法眞⁽¹¹⁾京山⁽¹¹⁾府去⁽¹¹⁾等各食⁽¹¹⁾壹⁽¹¹⁾石

- 1 大師は釋位。青允 *Ūyeh-yun* 僧名。
- 2 大徳は釋位。釋令 *Syek-ryeh* 僧名。
- 3 重職は釋位。匡祚 *Koah-tō* 僧名。
- 4 禪院は若木の禪院なるべし。懷闡 *Hoi-Ūyan* 僧名。

- 5 賢朗 *Eyen-ran* 僧名。
- 6 讓賢 *Yah-hyen* 僧名。
- 7 彦融 *En-yū* 僧名。
- 8 元慶 *Yen-Kyeh* 僧名。
- 9 智善 *Chi-Syen* 僧名。
- 10 法眞 *Pep-Ūin* 僧名。京山府去はこの法眞にかゝる挿註の句なり。上に若木禪院あるにて知らる。

去は上出。

11 食は粃上出。石は俵上出。

般若寺主得名⁽¹⁾光猷⁽¹⁾猷⁽²⁾食⁽²⁾參⁽²⁾石

1 光猷 *Koah-yū* 僧名。下には光由と書せり。得名は釋位か。

2 食、石上出。

禪院依止僧連育米⁽¹⁾壹⁽²⁾石

1 禪院は若木の禪院。依止上出。連育 *Iyeh-yuk* 僧名。

2 米は玄白米、上出、石、上出。

副⁽¹⁾戶⁽¹⁾長⁽²⁾肯⁽²⁾礼⁽³⁾外⁽³⁾宏⁽³⁾戶⁽³⁾正⁽⁴⁾成⁽⁴⁾允⁽⁴⁾漢⁽⁴⁾漢⁽⁵⁾器⁽⁵⁾正⁽⁶⁾雄⁽⁶⁾窓⁽⁶⁾
 眞⁽⁶⁾眞⁽⁷⁾漢⁽⁷⁾副⁽⁷⁾兵⁽⁷⁾正⁽⁷⁾元⁽⁷⁾行⁽⁷⁾等⁽⁷⁾乞⁽⁷⁾供⁽⁸⁾納⁽⁸⁾米⁽⁸⁾拾⁽⁸⁾柴⁽⁸⁾

石拾斗

1 肯禮 *Ken-ryei* 人名。副戶長上出。

2 叔宏 *Syuk-Kōh* 人名。上と同じく副戶長。

3 成允上出。

4 漢器 Han-ki 人名。上と同じく戸正。

5 正とあるは兵正の「兵」誤落か。兵正は郷職の

一、舊名兵部卿。雄寛 Daikwan 人名。

6 眞漢 Chin-han 人名。上と同じく兵正か。

7 元行 Den-ken 人名。副兵正は郷職、舊名筵上。

8 米上出、石上出。各といはず、長吏七名の喜捨

米合計を擧げたるなり。

志興郎麦妻壹石

1 志興 Chikyu 人名。郎は婦と定住せざる男子の

通稱なり。下に男と特記せるは婦と同住するも

のを呼びたるが如し。

2 石上出。

柴近匠信貞上京布卅尺

1 柴匠は漆工なり。柴は漆の俗書。信貞 Shin-yei

人名。

2 上京布は開京産の麻布。

若木石塔記の解讀

智奉寺主大師旻光布十五尺

1 大師は釋位。旻光 Min-kou 僧名。

副戸長稟柔米參石拾斗 桑齋 五度麻妻

壹(4) 過邊

1 稟柔上出。

2 米は玄白米上出。

3 齋は供養。

4 邊は訓讀不明。また一邊は麻何程なるか詳なら

す。

般若寺主光由戸長柳瓊散員積積宜宣硝

積川寺主人幸僧等各麻妻壹(4) 過邊(5)

1 光由は再出。上には光猷とあり。

2 柳瓊は上出。

3 散員は正八品武官京職。戸長に特授の職なり。

積宜 Chikyu 人名。宜は省畫ならん。上と同

じく戸長なり。

4 幸僧 *Hai-sai* 僧名。

5 邊上出。

鑰⁽¹⁾近匠⁽²⁾居等⁽²⁾達鑰⁽²⁾合⁽²⁾壹⁽²⁾重⁽²⁾貳⁽²⁾兩

1 鑰匠は鑰錫細工師。居達等 *Ko-setsu* 人名。

2 合は盆と同じ、上出。壹上出、重貳兩は挿註の文。

副⁽¹⁾戸⁽¹⁾長⁽²⁾皆⁽²⁾礼⁽²⁾兵⁽²⁾正⁽²⁾佐⁽²⁾宜⁽²⁾宣⁽²⁾戸⁽³⁾長⁽³⁾柳⁽³⁾瓊⁽³⁾神⁽⁴⁾彦⁽⁴⁾妙

興⁽⁵⁾寺⁽⁵⁾主⁽⁵⁾資⁽⁵⁾覺⁽⁵⁾由⁽⁶⁾金⁽⁶⁾剛⁽⁶⁾剛⁽⁶⁾寺⁽⁶⁾主⁽⁶⁾般若⁽⁶⁾寺⁽⁶⁾主⁽⁶⁾蓮⁽⁶⁾長

寺⁽⁷⁾主⁽⁷⁾道⁽⁷⁾倍⁽⁷⁾寺⁽⁷⁾主⁽⁷⁾禪⁽⁷⁾院⁽⁷⁾主⁽⁷⁾人⁽⁷⁾天⁽⁷⁾原⁽⁷⁾寺⁽⁷⁾主⁽⁷⁾碓⁽⁷⁾川⁽⁷⁾寺

主⁽⁸⁾貞⁽⁸⁾宏⁽⁸⁾新⁽⁸⁾房⁽⁸⁾主⁽⁸⁾賢⁽⁸⁾采⁽⁸⁾綿⁽⁸⁾綿⁽⁸⁾寺⁽⁸⁾主⁽⁸⁾神⁽⁸⁾憶⁽⁸⁾副⁽⁸⁾戸

長⁽⁹⁾承⁽⁹⁾律⁽⁹⁾副⁽⁹⁾正⁽⁹⁾元⁽¹¹⁾白⁽¹¹⁾智⁽¹²⁾白⁽¹²⁾師⁽¹³⁾行⁽¹³⁾順⁽¹³⁾男⁽¹³⁾等⁽¹³⁾各⁽¹³⁾一⁽¹³⁾度⁽¹⁴⁾

齋

1 肯禮上出。

2 佐宣 *Yō-syū* 人名。宣は省畫上に見ゆ。兵正

上出。

3 柳瓊上出。

4 神彦上出。

5 覺由上出。上文には公山新房依止と出てたり。

後に妙興寺の住持となりたりと見えたり。

6 寺主名は前出。以下天原寺主まで名は皆前出。

7 貞宏 *Yō-kō* 僧名。上には寺主幸僧とあり。

これは前住持ならん。此文書は前寺主に前を特記させる文例なり。

8 賢采 *Yō-sai* 僧名。上出公山新房の住持なり。

9 神憶 *Shin-oku* 僧名。

10 承律上出。

11 元白 *Gen-pai* 人名。副正は上出副戸正の略。

12 智白 *Chi-pai* 僧名。師は僧の通稱。

13 行順 *Yō-jū* 人名。男の義は上の郎の下にへり。

へり。

14 齋上出。

仙石寺主二度齋齋

1 住持の名を闕く。齋上出。

隊正⁽¹⁾或式莫英四度⁽¹⁾桑齋

1 式英上出。齋又上出。

戸正成允漢漢器井一度⁽¹⁾桑齋

1 成允漢器みな上出。井は合力にて供養せる意。

繡帳寶庶富女等桑齋一度⁽¹⁾

1 繡帳寶は繡帳奉納の永代講なり。

2 廉富 Kyem-pu 女名。等の字あればその連中に

ての合力供養なり。女の字は男と同じく夫と同

住する女人の稱に用ゐたりと見ゆ。廉富は女自

身の名にして何某妻と夫の名を稱せざる當時の

習俗を見るへし。

官史元道洪漢漢并桑齋一度⁽¹⁾

1 元道上出。

2 洪漢 Hō-tan 人名。上と同じく官史。

3 并齋は二人合力供養の義。

桑由師得賢并桑齋一度⁽¹⁾

1 桑由 San-yu 僧名。師前出。得賢 Tōt-kyen 人

名。并齋上出。

金昕莫英純并桑齋一度⁽¹⁾

1 金昕 Kim-jim 人名。英純 Yei-syun 人名。并

齋上出。

戒仁⁽¹⁾袞阿⁽²⁾召袞金富多支金助烏并桑齋

一度

1 戒仁 Kyei-jin 女名。袞は草 ⁽³⁾と衣 ⁽⁴⁾を合

はせたる郷字にて女兒弟 ⁽⁵⁾に宛てたるもの

と知らる。女子の夫と同住せざるは常に我「ネ

イサン」の俗語のとほり ⁽⁶⁾にて呼はれたり

と思はる。男子の郎に對する詞がこの文書にて

袞と書かれたる所以なるへし。戒仁、下の阿召

みな女子自身の名ならん。

2 阿召 A-cho 女名。戒仁の下に詳なり。

3 金富多支は家の名金 ⁽⁷⁾にて富多支は女自身

の名 *Pa-er-ri* と讀むべきか。下に女の字省略せられたるならん。

- 4 金助鳥も金 *Kim* は家の名、助鳥は *Ho-fo* と訓讀する女自身の名なるへし。

- 5 并齋上出。

普沙寺忠寺并柔齋 一度

- 1 普沙寺と忠寺の寺主の齋なるを主の字脱落か。并齋とあれは合力供養なり。

德積積奴一時柔齋

- 1 德積は奴名 *Tel-hei-ri* と訓讀すべきものならん。一時の時は *pska* を書き表はしたるにて一時は一食事の義なり。一度の供養よりは輕き一食の供養を指すものなるべし。こゝに奴を常民と同列に擧げたる當時の習俗考ふへし。

新達男一時柔齋

- 1 新達 *Shi-tar* 人名。男及一時齋みな上に出つ。

三孝男一時柔齋

- 1 三孝 *San-kyo* 人名。男及一時齋同上。

京稱長老殷述能光金漢多支富助鳥含富等柔齋 一度溜酒二二香

- 1 京稱 *Kyō-cho* 僧名。長老上出。
- 2 殷述 *In-shū* 人名。能光 *Nō-kō* 人名。
- 3 金漢多支の金は家の名、漢多支 *Han-ta-shi* は女の名前にて、富助鳥も女名 *Fu-shū-cho* と讀み含富も *Han-fu* と讀む女名なるか如し。
- 4 等齋とあれは僧京稱と男子二人女子三人合力の供養にて酒二香とあるもの恐らく女人に出てたるならん。
- 5 香といへる酒の容量不明なるも所謂饅 *pa-ya* 一器を指すにあらざるか。

知日莫英純戸正成允等各餅壹壹合

- 1 知日 *Chi-ji* 人名。英純 *Yō-jūn* 人名。戸正成

允上出。

2 合は盆なり、上に見ゆ。

副戸長賢質溜酒壹壹香餅一合

1 賢質 *Hyeon-jin* 人名。副戸長上出。香及合上出。

允孝新達并溜酒一香

1 允孝 *Yun-kyo* 人名。新達上出、こゝには男の

字を略せり。

2 并に上出。香も上出。

戸長神彦溜酒一二香

1 神彦上出。香上出。

汁火寺主人賢京玉滿寺主元京陽岳寺主

智黄各茶茶溜酒菜炙

1 賢京 *Hyeon-kyeon* 僧名。元京 *Yuen-kyeon* 同。智

黄 *Yi-hwan* 同。

李言男溜酒一香

1 李言 *Lee-nam* 人名。男上出。香上出。

若木石塔記の解讀

樂人⁽¹⁾或式長等拾伍人茶茶溜酒菜炙

1 式長 *Shik-chang* 樂師名。

吉奉男⁽¹⁾衰好大娘⁽²⁾并餅⁽³⁾一合

1 吉奉 *Ki-chong* は人名、男は上出。吉奉男衰は吉奉の女兄弟の義。衰はこゝには上出の義と少しく異り、その本来の意味にて用ゐられたり。

2 好大娘の「娘」字は唐宋の俗用と同しく羅代以來「母」の義にて常に女人の尊稱に用ゐられたり。母山城、阿莫城の地名を娘子谷、娘城などいへるにて知るへし。されは「奥様」「御新造様」といふ義には娘主と書きあり。多分 *ma-ma* 又 *ma-nim* と呼ひたるなるへし。今鮮語に残れる王妃の尊詞 *Tyuh-kyuk-tyeun* (中宮殿) *ma-ma* なり、痘神を稱する *ma-ma* なり、また内室の義の *ma-no-ra* などみな同原の語にていつれも *am* 又 *em* 又 *em* に本つくものなるへし。此文書下

文にまた「大内義娘」と見えたり。これは宮人と
となり居れる女人の尊詞にて呼はれたるものと
知らる。なほ大娘と書きたるは大母の義にて大
奥様の意味に用ゐられたるなり。開仙寺石燈記
に文懿皇后主大娘主とあり。文懿皇后様の母上
様の義と知らる。されはこの好大娘は老婦人の
敬稱にて呼はれたるものなり。

3 并はこの女人二人合力の義。合は上出。

助高⁽¹⁾巳明并餅一合酒酒一香

1 助高と巳明は二人の女名にて助高は *HO-TSU* 巳明
は *MEI-MEYU* と訓讀すへさか。巳は *MEI* に「日」
の字を借り「乙」にて音を表はせる郷字なるへ
し。并、合、香は上出。

量⁽¹⁾民⁽²⁾衰助烏并餅一合酒酒一香

1 量民 *BYAN-MIN* は多分男名にてその姉妹をこゝ
に量民衰と呼ひたること吉奉男衰の場合と同じし

さか。

2 助鳥は上出の女人金助鳥にてこゝには金を略せ
しならん。

3 并、合及香は上出。

能⁽¹⁾占⁽²⁾孝德⁽³⁾莫英金鳥今巳等并酒酒一香

1 能召 *NEI-SHO* は女名に似たるも上文量案寺位
田四至にその名見ゆれば姑く疑を存す。

2 孝德以下は三人の女名にて孝德 *HO-TSU* 英金
MEI-MEYU 鳥今巳 *SHI-MEYU* と讀むへさか。巳の
字上出。

3 并及香上出。

用⁽¹⁾德女等酒酒參斗

1 用德 *YOH-DEK* 女名。女の字上出。

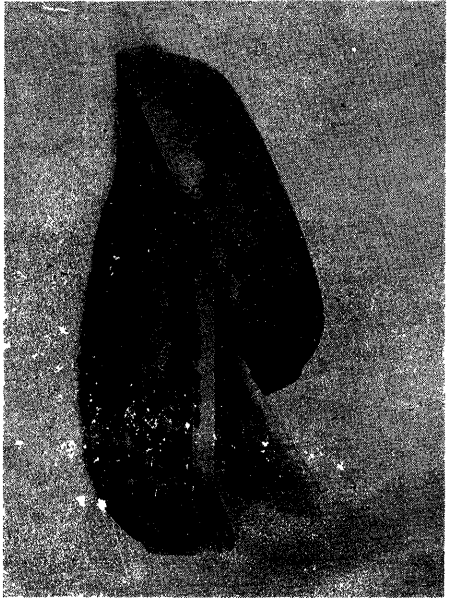
2 酒も多量は斗にて呼ひたりと見えたり。

玉⁽¹⁾滿寺主英質副正處忠井酒酒參香

1 玉滿寺主は上に名見ゆ。英質 *YOH-SHI* は前任持

西寺之宗陽公王留也幸命金首表及太子男僧一奉佛父長事於江人
 於其末大至奉男長海大雄弄輝之明且明未備命海空且長夜功馬弄輝
 公由香能治本使父至明也也善有海空用德太子男僧念十至備事至是歎詞
 正長長非自來者 次高致德本中及
 右知孤鯉為任子事不任
 既至隱處元男早 羅光覺者書明
 次三 真行沙門有雙是奉作
 次念事於 本有善
 金使傳妙去書六具
 致送當文 阿那

解十二林半僧志光



若木郡淨兜寺石塔造成形止記 其三

(朝鮮古蹟圖彙卷之七に依る)

なるか、また別の一人なるか判明せず。

2 處忠 *Chūchū* 人名。副正は副戸正の略か。副戸正上出。

3 井及香上出。

大内義 娘布卅尺

1 この七字は追書にて加筆せるものなり。大内義娘は上の好大娘の下に出す。

右如隨顛爲在乎事亦在

1 右如 *Ukayasu* 吏道「右の通り」の義。

2 隨顛は喜捨の義。

3 爲在乎 *Hayakyeon* 吏道「ありたりし」の義。

4 事亦在 *Hyeyeyen* 吏道「次第に之れあり」の義。

院主 ⁽¹⁾ 僧惠元 骨廻寺 福光 本貫

善州

史二 ⁽²⁾ 眞行沙弥 本貫若木郡

若木石塔記の解讀

成密沙弥 本貫善州

金徒僧妙孝 長只縣

鐸廿六 棟梁僧法光

鑄鐵 匠會文 同郡

1 院主は主宰者なり。院主も次の史も、二人なるは當時の法會建塔等常に斯くせしか如し。

差支の起らざるやうかく定むる慣例と見えたり。骨廻寺の細書はその住持なりしか。

2 史は執事の義。郷職にも同名あり、上出。

3 金徒僧は明かならざるも塗金師にあらざるか。遠地より來れるを見て然く思はる。

4 鐸は下の棟梁僧の寄進と見れば書例整はず、疑はし。

5 鐵匠以下六字追書にて上の大内義娘云々と同筆の手跡なり。同郡は若木をいへるなり。